

第1 設問1

1. ~~捜査のため~~ 甲の差押検査・差押研可下の執行の際に、Qは甲のベランダの柵を乗り越え、窓がうすを割って解錠し、甲に侵入し、こい子（捜査①）が、こい子の行為が「必要な処分」（刑事訴訟法（以下法省略）222条、111条1項）による処分であることが、

(1) 甲の点、全執行の実効性を確保するため「必要な処分」をその同次は認められているが、被害者の権利・利益を侵害するおそれがある。そこで、比例原則・観点から、必要性・相当性が認められる場合には「必要な処分」が認められると解する。

第

問

1. 甲は、甲に欠ける被害事実を覚せい剤取締法違反であると見て、覚せい剤はトイ等と流して処分することが容易であるため、~~甲~~ 甲に覚せい剤処分の機会を失うことはなく、全執行を執行する必要があった。しかし、以前甲は玄関のドアを掛けたまま郵便物の配達に~~出た~~ 出たことがあり、来客に慎重な様子が見られる。Pらが玄関から呼び鈴を鳴らしても甲はドアを掛けたまま~~玄関に~~ 玄関に~~覚せい剤を~~ 覚せい剤の可能性が高く、その場合玄関から室内に入らなければならぬが、その間に覚せい剤を処分するおそれが高い。そのため、甲を玄関に来させ、その間にベランダから侵入し窓を割って解錠し、甲に侵入が必要であった。一方で甲が受ける不利益は無断での侵入及び、窓がうすの破損であるが、窓がうすの破損による被害は金銭で回復可能である。無断で侵入すれば、甲がドアを掛けたまま、容疑者玄関から入って捜査することが難しくなること、及び上記覚せい剤の性質にかんがみれば、甲の受ける不利益を考慮しても、全執行を便失~~する~~ するべきである。Pらが~~侵入して~~ 捜査①~~する~~ 相当なものである。

第

問

1 (1) ² ~~甲~~ ^{捜査①} ~~による~~ ^{捜査①} ~~捜査~~ ^{行為}は「必要な限り、これら手帳を捜す。

2 (2) ^{110条} ~~甲~~ ^乙が、全財産執行の前に全財産を呈示しない^(110条)と捜査機関の手帳を公正

3 と担保できないとも思ふが、本件で執行前に全財産を呈示していき

4 上への貸せぬ性質がある。証拠隠滅の恐れが高いし、Pは甲^{110条}に「すこ

5 甲に捜査を許す手帳を呈示しているため、手帳事後の呈示でも許される。

6 (1) ^{110条} ~~以上より、捜査①は適法である。~~

7 2. Pは乙のハンドバッグを取り上げ捜索している(捜査②)として、甲の貸せ

8 ぬ取締法違反の被疑事実に基づき全財産執行であり、乙にに対し捜索をす

9 こは許されたいとはいえないが、^{全財産の効力が} ~~甲の管理権が~~ ^{乙のハンドバッグに及ぶことが問題となる。}

10 110条の点、全財産を要求する趣旨は、裁判官の事前の命令を要するとして捜査

11 機関の恣意や権限の濫用を防止し、もって被疑者一人権や

12 利益を保護する点にある。そこで、「場合」に及ぶ全財産を貸す場合、その正

13 当理由の判断にあたり、その「場合」と同一の管理権に及ぶ範囲で、そのハ

14 ンドバッグ等を考慮しているから、その「場合」と同一の管理権に及ぶ物にこれ

15 全財産の効力が及ぶと解する。

16 (1) ¹ ~~本件で~~ ^乙は甲の内妻であり甲と甲乙に居住している。そこで、Pが甲乙に

17 入った時点^{110条} ~~から~~ ^乙は乙の手帳にハンドバッグを持っており、その後持ち

18 続けられている。したがって乙は、甲の管理権者であり甲の管理下に乙のハンド

19 ^{110条} ~~バッグ~~ ^{バッグ}はありといえる。また、甲の

20 (2) ¹ ~~以上より、甲の管理権が乙のハンドバッグに及ぶ。~~

21 (2) ² ~~以上より、捜査②も適法である。~~

22 3. Qは丙の右ポケットから丙の右手帳を取り出し、さらに丙の右ポケットに

23 手帳を差し入れ、5枚の紙片を取り出し(捜査③)しているところ、丙は乙と異い、偶然

その場にいたにすぎず、そのような者に手帳を捜索することは許されぬ。

問

[illegible]

第 問

第2 証明2 小問1

1. Sは甲が第2回公判期日に出訴した内容につき、証拠1、2、4と同い、甲の証言の証明力を争おうとしていると23. 証拠1、2、4が3単独証拠(328条)にあたらない。

(1). 証拠1について、Tは貸せ金1の貸付に関する証言をしていないと述べている。しかし、公判廷では、Tから^{おかし}~~おかし~~貸せ金の貸付を争おうように行ったと述べているところ、両供述はTが貸せ金の貸付に関する証言をしていないか

否かについて争っているため、証拠1は自己矛盾供述~~証言~~にあたらないと思える。しかし、証拠1は甲の署名押印がなされていない。Pが甲から取得した供述を記載した供述録取書があるため。供述録取書は供

述者以外の者が作成するためその内容に偽りが入り得る可能性があるところからこれを防止するため、供述者の署名押印が求められるところである(322条1項前段、321条1項柱書参照)。したがって、証拠1は供述者

甲の署名押印がないため証拠にすることはできず、単独証拠にはなり得ない。

(2) 証拠2について、甲は貸せ金を支払ったと主張している。Tはこれを認めない。公判廷で、Tから貸せ金を支払ったと認めたと述べており、両供述はTが

貸せ金を支払ったか否かについて争っているところから、証拠2については、Tが

貸せ金を支払ったか否かについて争っているところから、証拠2については、Tが

の口座に現金を現金口座の借入金として振り込み、貸せ金の売上金の分回を

したと述べている。公判廷において、Tは貸せ金の取引を5割に

とし、甲が毎週売上金の5割をT名義の口座に振り込んだと述べている。両供

述は、T名義の現金の通付が、~~貸せ金~~貸せ金の売上金の分回を目的としていたか

否かによって争っている。よって、証拠2は甲の公判廷供述と矛盾しないとい

え、単独証拠として、することはできる。

.....

CamScannerでスキャン